

【納税の猶予一覧表】

	徴収猶予	換価の猶予	
	法 15 条～15 条の3	職権による換価の猶予 法 15 条の 5, 5 の 2, 5 の 3	申請による換価の猶予 法 15 条の 6, 6 の 2, 6 の 3
要件	納税者又は特別徴収義務者が法定事由(事実)に基づき、徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるとき 納税者の申請に基づき行う	滞納者に一定の事由があると認められる場合で、納付納入について誠実な意志を有すると認められるとき ①換価することで事業の継続、生活の維持が困難となる場合 ②徴収上有利な場合 職権により行う	滞納者が徴収金を一時に納付・納入することで事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合で、納付納入について誠実な意志を有すると認められるとき 猶予申請する徴収金以外に滞納がないこと、その他条例で定める場合は適用しない 納税者の申請に基づき行う
猶予する額	納付・納入ができないと認められる範囲の額(調査・証明が必要)		
猶予期間	1 年以内。申請により2年まで延長できる (法 15①, ④)	1年以内。2年まで延長できる (法 15 の 5①)	1年以内。申請により2年まで延長できる (法 15 の 6①, ③)
分割納付	合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる (法 15③, ④, ⑤)	合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させるものとする (法 15 の5②, 法 15③, ④, ⑤準用)	合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させるものとする (法 15 の6③, 法 15③, ④, ⑤準用)
手続き	納税者からの申請 (法 15 の2) 該当する法定事由、事情の詳細、納付・納入が困難な金額、猶予を受けようとする期間等を記載して申請 該当する法定事由があることを証する書類、財産目録、担保提供の書類、その他の書類を添付	職権により猶予する	納税者からの申請 (法 15 の6の2) 事情の詳細、納付・納入が困難な金額、猶予を受けようとする期間などを記載して申請 財産目録、担保提供の書類、その他の書類を添付
処理時期	申請により徴収の猶予をするとき	職権による換価の猶予をするとき	納期限から条例で定める期間内に申請を受けたとき
担保 16 条 ①	条例で定める範囲(県税では猶予期間が3ヶ月を超える場合または徴収金が50万円を超える場合)に担保を徴する。		
	担保物については法 16 条①参照		

調 査	内容及び添付書類の調査、不足する場合は、期限を定めて訂正・添付書類を求める。訂正・添付がない場合は申請を取り下げたものとみなす(法15の2⑥, ⑦, ⑧) 質問に答弁しない、検査の拒否、妨げ、不当目的の申請の場合等は猶予しないことができる (法15の2⑨)	財産目録、担保の提供に関する書類その他の書類提出を求めることができる 期間延長も同様 (法15の5の2①, ②)	内容及び添付書類を調査、不足する場合は、期限を定めて訂正・添付書類を求める。訂正、添付がない場合は申請を取り下げたものとみなす (法15の6の2③) 質問に答弁しない、検査の拒否、妨げ、不当目的の申請の場合等は猶予しないことができる (法15の6の2③)
通知	許可・不許可(承認・不承認)の決定通知をする (法15の2の2)	決定通知をする (法15の5の2③)	許可・不許可(承認・不承認)の決定通知をする (法15の6の2③)
効果(滞納処分との関係・果実との関係)	1 新たに督促及び滞納処分をすることができない 2 差押を解除することができる 3 差押中の果実は徴収金に充てられる 4 金銭以外は公売して配当・充当する (法15の2の3)	1 差押えを猶予し、又は解除することができる 2 差押中の果実は徴収金に充てられる 差押中の第三債務者から給付を受けられる 3 金銭以外は公売して配当・充当する (法15の5の3①②)	1 差押えを猶予し、又は解除することができる 2 差押中の果実は徴収金に充てられる 差押中の第三債務者から給付を受けられる 3 金銭以外は公売して配当・充当する (法15の6の3①②)
時効との関係	申請(債務承認)により時効の更新 猶予中は時効の完成の猶予となる	猶予中は時効の完成の猶予となる	申請(債務承認)により時効の更新、 猶予中は時効の完成の猶予となる。
取消し	1 繰上徴収に該当したとき 2 分割納付を認めたが履行しないとき 3 担保の提供、必要な求めに応じないとき 4 猶予した徴収金以外に滞納したとき 5 不正、偽りがあったとき 6 財産の状況等、猶予継続が不適当となったとき 7 条例で定めるとき(法15の3)	1 繰上徴収に該当したとき 2 分割納付を認めたが履行しないとき 3 担保提供必要な求めに応じないとき 4 猶予した徴収金以外に滞納したとき 5 財産の状況等、猶予継続が不適当となったとき 6 条例で定めるとき (法15の5の3②)	1 繰上徴収に該当したとき 2 分割納付を認めたが履行しないとき 3 担保提供必要な求めに応じないとき 4 猶予した徴収金以外に滞納したとき 5 不正、偽りがあったとき 6 財産の状況等、猶予継続が不適当となったとき 7 条例で定めるとき (法15の6の3②)
通知	取消通知を送付(法15の3③)	取消通知を送付(法15の5の3②)	取消通知を送付(法15の6の3②)
延滞金	期間中は1/2又は全額免除の対象 (法15の9①②)	期間中は1/2又は全額免除の対象 (法15の9②)	期間中は1/2又は全額免除の対象 (法15の9②)
判断	納付能力調査、財産調査が必要、滞納処分の差押え、滞納処分の執行停止との総合判断		
履行管理	開始、分割納付、猶予期間の終期を十分に管理する		